

別表 許可又は起業の認可の制限措置

固定式刺網漁業

漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数
いせえび磯建 網漁業（限定 許可）	申請のあつ た船舶の総 トン数	申請のあつ た推進機関 の馬力数	宮崎市戸崎鼻から正東6,900メートルの点（小戸の瀬、高瀬）を基 点とした南北の線（世界測地系 東経131度33分31.5秒の線）より 以西のうち宮崎市清武川河口中央から正東の線以南の宮崎市沖合。 ただし、共同漁業権の海域を除く。	11月1日から翌年 4月14日まで	1)規則第4条第1項第11 号の固定式刺網漁業（た だし、いせえび磯建網漁 業に限る。）の許可のう ち、左記の操業区域を含 む許可又は起業の認可を 受有している者。	17隻